

道社協 太郎 様
関係者番号：●●●●●

社会福祉法人北海道社会福祉協議会 会長
(公印略)

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金 償還開始のお知らせ

今回お知らせする貸付の第1回目の償還期限(入金期限)は**令和5年2月25日**です

【口座振替による償還(原則)】 付款方式为银行自动转账(仅限于以下3家银行)。

- ・償還方法は、「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれかの口座振替(自動引落)となっています。
- ・毎月25日(金融機関が休業日の場合翌営業日)に引落を行います。残高不足にならぬよう必ず前日までに確認ください。
- ・口座振替未届出(下記口座欄空白)の場合早急に別添「預金口座振替依頼書」を特例事務センターへ送付ください。
(※注意1:届出頂いても印鑑相違や金融機関の登録で時間を要し、初回の振替に間に合わない場合がございます。)
- ・なお、口座振替未登録や残高不足などで振替できない場合には、後日郵送する払込取扱票でお支払いいただきます。

【今回償還が開始する貸付金の償還計画】

【令和4年○月○日時点のデータから作成】

| | 貸付1 関係者番号：●●●●● | 貸付2 関係者番号：●●●●● | 貸付3 関係者番号：●●●●● | 貸付4 関係者番号：●●●●● |
|---|--|--------------------|--|---|
| 資金名称・資金コード | 緊急小口資金 KA | 総合支援資金(初回貸付) SX | 您使用的贷款种类和代码编号 (咨询时请告知此号码) | |
| 貸付コード | 1000000 | 4000000 | 您所借用的金额 | |
| 貸付額 | 200,000円 | 600,000円 | 已经返还的金额 | |
| 償還済額 | 0円 | 0円 | 今后应偿还的金额 | |
| 償還残高 | 200,000円 | 600,000円 | | |
| 償還期間 | 2年0ヶ月 | 10年0ヶ月 | | |
| (自) 償還期間開始日 | 令和5年1月26日 | 令和5年1月26日 | 要偿还的期间、期间的起始日期、期间的终止日期和到期日为每月25号。 | |
| (至) 最終償還期限日 | 令和7年1月25日 | 令和15年1月25日 | ※示例:如果起始日期 = 2023/1/26, 则第一个到期日为 2/25(星期六)。周六、周日、休假的情况, 将于第二天进行扣款。 | |
| 償還期日 | 毎月25日限り※参考:令和5年1月26日が償還期間開始日 初回の償還期限日は、令和5年225日(土)ですが、金融機関が休業日のため、口座振替は27日(月)となります。 | | | |
| 償還金額(1回目以降) | 8,330円 | 5,000円 | 每月偿还一次的金额 | |
| 償還金額(最終回) | 8,410円 | 5,000円 | 最后一个月偿还的金额(调整尾数) | |
| 償還回数 ※月賦払い | 24回 | 120回 | 偿还次数(每月1次) | |
| 届出済み | 金融機関 | 北洋銀行 | 北洋銀行 | 从这个账户自动扣款 ※如无填写, 请填写“存款转账委托书”, 用回执信封邮寄。如果无法自动转账, 我们日后会向您发送付款单。 |
| 振替口座 | 支店名 | 本店 | 本店 | |
| 2.更替地址和姓名等情况、首先请致电 TEL0120-540-058。 我们将发送地址等变更文件。 | | 普通預金 | 1234*** | |

厳守事項など

- | | |
|--|--|
| 1.期限までに返済金(元金及び利息)を納めること。 | 4.次の1つにあてはまるときには、貸付金の全部又は一部を一括で返していただくことがあります。 ○借入金を他に流用したとき ○虚偽の申込みその他不正な手段による借入を行ったとき ○故意に理由なく貸付金の償還を怠ったとき ○その他本貸付の趣旨に反する事実が認められたとき |
| 2.借受人に次の事項が生じている場合、直ちに届け出ること。 (1)住所を変更したとき (2)改姓・改名したとき (3)死亡、または行方不明になったとき (4)その他北海道社会福祉協議会が定める事項 | 5.償還期限までに貸付金滞利息を徴収します。 |
| 3.破産など債務整理手続開始の通知先は、「北海道社会福祉協議会 生活支援課」です。 | 6.上記の償還期日より償還滞りが発行します。(減額して) |

4. 不正的借款一經查證, 我們會收回您的借款。
5, 6. 如果在最後到期日(例如, 令和7年1/25)之前未支付全部費用, 我們則將收取利息。每月滯納不收取利息, 但以3月為基準向您發送催款信。

【この通知に関するお問い合わせ先】

北海道社会福祉協議会 コロナ特例事務センター

☎電話：0120-540-085 (フリーダイヤル：平日9:00~18:00)

生活福祉資金の償還（返済）について

- 償還方法は、「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれかの口座振替です。
- 「振替口座が未届出」の場合

別添“**預金口座振替依頼書**” に記入・押印し、コロナ特例事務センターへ郵送ください。

- 「一括で返済したい」場合 重要！ 一次性全額还款时，我们会发送支付处理单，请拨打TEL 0120-540-085

払込取扱票を発行しますので、**コロナ特例事務センター(0120-540-085)へ電話ください。**

・**住民税非征收家庭（収入少、不用缴纳住民税的家庭）可以免除偿还。（令和4年度の免除申請通知已于令和4年5月发送）免除内容的详细内容请参阅附带的厚生劳动省传单（各国语言版）。**

償還免除申請はお忘れなく！

- 今回償還開始する貸付の免除申請をお忘れありませんか？

< 償還免除となる要件 >

- ・令和3年度又は4年度に借受人と世帯主が**住民税非課税**
- ・生活保護受給 ・身体障害者手帳（1級又は2級）
- ・精神保健福祉手帳（1級のみ）など

- 償還開始後でも新たに免除要件に該当した場合、全部または一部の償還を免除できる場合があります。

- 詳しくは別添のチラシをご覧ください。

- 申請様式がない場合、ホームページ **北海道社会福祉協議会** からダウンロード、またはコロナ特例事務センターへお問い合わせください。

・**支付非常困難的情况下，可以为您暂停（延缓）一段时间。**
 ※申請方法正在调整中。 决定后将刊登于 Web: dosyakyo.or.jp

令和4年11月現在

返済免除のポイント

- 返済免除は、資金の用途ごとに一括して行います。（※1のとおり）
- ①借付した資金、②総合生活資金の初回貸付分、③総合生活資金の延長貸付分、④総合生活資金の再貸付分（注）を、一括して、一括返済することができます。
- 借受人と世帯主が住民税非課税（所得割、所得割（すべり））であれば、返済免除の対象となります。（※免除対象外となる資金は免除対象外です。）
- 免除要件等は、資金の種類により異なります。（下記参照）
- 上記以外にも、制度変更により借受人と世帯主が住民税非課税となった場合は借付分一括免除となる場合、生活保護受給中の方、身体障害者手帳（1級）または精神保健福祉手帳（1級または2級）の交付を受けた方（※2）、預け付け済資金（自己貯蓄）など、返済中でも返済困難な状況であれば、全部または一部の返済を免除できる場合があります。
- 返済免除には、免除申請や手続きが必要です（※3）**（※4）
- 生活福祉資金を貸付した施設、北海道社会福祉協議会コロナ特例事務センターまで連絡してください。

| 資金種別 | 免除要件 | 申請期間 |
|---|---------------------|---|
| ・借付小口資金 ※令和4年3月月末までの申請 | 令和3年度又は令和4年度が住民税非課税 | 令和4年度 ※返済するが返済済の資金、資金に帰属してください。 |
| ・総合生活資金（初回貸付分） ※令和4年3月月末までの申請 | 令和3年度又は令和4年度が住民税非課税 | 令和4年度 ※返済するが返済済の資金、資金に帰属してください。 |
| ・総合生活資金（延長貸付分） ・借付小口資金、総合生活資金（初回貸付分）のうち、令和4年度以降の貸付 | 令和5年度が住民税非課税 | 令和5年度 ※返済するが返済済の資金、資金に帰属してください。 |
| ・総合生活資金（再貸付分） | 令和6年度が住民税非課税 | 令和6年度（6月までに返済する方へ） 令和6年度（6月までに返済する方へ） ※返済するが返済済の資金、資金に帰属してください。 |

生活保護受給中、障害者手帳の交付を受けた方に対する免除

| 免除の種別（条件） | 資金種別 | 申請期間 |
|----------------------------------|----------|--|
| ・生活保護受給中の方 | 返済が済んだ資金 | 令和4年度 ※令和4年度中に返済済となる場合は、事実上の免除申請を不要です。ただし、免除の決定は、返済記録確認となります。 |
| ・精神障害者手帳（1級） ・身体障害者手帳（1級又は2級） | 返済が済んだ資金 | 令和4年度 ※令和4年度中に返済済となる場合は、事実上の免除申請を不要です。ただし、免除の決定は、返済記録確認となります。 |

【返済免除に関する問い合わせ先】北海道社会福祉協議会 コロナ特例事務センター
 電話：0120-540-085（9:00~18:00 土日祝日除く）

償還が困難な場合（猶予（停止）等）には…

- 地震や火災等での被災 ○病気療養中 ○失業又は離職 ○その他道社協が認める場合（低収入、収入の減少、DV被害、多重債務、公共料金滞納など）など著しく償還が困難と認められるとき一定期間の償還猶予（停止）等が可能です。
- 希望する場合には、ホームページ **北海道社会福祉協議会** をご覧になるか、コロナ特例事務センターにお問い合わせください。（※現在、猶予などの具体的手続きについては、調整中です※）

生活にお困りの場合の相談先

・生活困難時の相談先。
 详情请参阅附带的厚生劳动省传单（各国语言版）。

市（区）町村社会福祉協議会 一人で悩まず、まずは相談してみませんか

- 道内全ての市（区）町村にある社会福祉協議会は、福祉に関する生活の困りごとを相談できる身近な窓口です。
- 償還が困難な原因には、様々な生活課題が絡みあっている場合がありますが、生活状況等の把握などを行い、償還猶予措置の紹介や適切な制度・機関へのつなぎを行うなどの相談・支援を行います。

生活困窮者自立相談支援機関 お金、仕事、住宅などで生活にお困りの場合には…

- お住まいの市町村ごとに相談窓口（市ごと、町村にお住まいの方は振興局ごと）があります。
- 日々の生活、仕事（就労支援）、家計（家計に対するアドバイスや債務整理のご案内）のことで、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら支援します。